

執行機関の附属機関に関する条例の一部改正
新旧対照表

現 行			改 正 案		
第1条 法律又は条例に別に定めがあるものを除くほか、本市に次の執行機関の附属機関を置く。			第1条 法律又は条例に別に定めがあるものを除くほか、本市に次の執行機関の附属機関を置く。		
附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務
略			略		
教育委員会	八尾市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会	市立学校において使用する教科用図書の調査、審議に関する事項	教育委員会	八尾市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会	市立学校において使用する教科用図書の調査、審議に関する事項
			教育委員会	野口美文若者がはばたく奨学基金事業審査会	野口美文若者がはばたく奨学基金を活用した奨学金の支給についての審査に関する事項
略			略		
第2条 略			第2条 略		